| 申請  | について   |  | ver.20190425        |
|-----|--|--|---------------------|
| No. | 質問   | 回答   | 公募要領参照頁             |
| 1   | 家庭用蓄電池に対して補助金が出ると聞いたが、概要を教えてください。  | SIIホームページ 平成31年度「災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金」の公募情報にて、公募要領を掲載しておりますので、詳細はそちらを参照ください。本事業は、太陽光発電(発電容量10kW未満)を所持している需要家に対し、家庭用蓄電システムの導入事業に要する経費の一部に対して補助金が支払われます。(https://sii.or.jp/kateichikudenchi31/public.html) | P.4                 |
| 2   | 補助金はどのような人が申請できますか。  | 日本国内に登記する法人、または日本国内に居住する個人・個人事業主の方で、太陽光発電システム(発電容量<br>10kW未満)を所持している方が申請できます。<br>なお、太陽光発電システムの新設・既設の制限はありません。  | P.4                 |
| 3   | 補助金の申請方法を教えてください。  | 補助金の申請には、申請代行者による代行申請が必要となります。<br>申請代行者およびその販売エリアについてはSIIのホームページ上で随時公開いたします。   | P.30                |
| 4   | 申請代行者とは誰のことでしょうか。  | 申請者から本補助金の申請手続きの依頼を受け、交付申請〜実績報告に係る手続きを代行する事業者です。   | P.30                |
| 5   | 申請代行者を介さずに個人(法人)で補助金の申請をすることはできますか。                                      | 申請代行者を介さずに申請することはできません。  | P.30                |
| 6   | 発電容量12kWの太陽光パネルを設置しているが、3kWは余剰売電で、9kWは自家消費用の場合、補助対象となりますか。               | 充電谷重1UKW木両でないれは開助対象外となります。   | P.4~P.5             |
| 7   | 補助対象となる家庭用蓄電池製品やメーカーはどこで確認できますか。   | 補助対象となる製品およびメーカー名は平成31年度「災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金」事業ホームページにて5/10以降の公開を予定しています。<br>なお、製品の登録はSIIが執行する【環境省ZEH】平成31年度 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による住宅における低炭素化促進事業にて受付ています。   | P.9                 |
| 8   | 家庭用蓄電池以外に補助対象となる項目はありますか。  | HEMS、工事費(補助対象設備の導入に不可欠な工事又は据え付け等)が対象となります。<br>なお、これらは家庭用蓄電システム導入に係る補足的な補助ですので、HEMSの単独導入や工事費のみの申請は認め<br>ておりません。   | P.11                |
| 9   | HEMS機器の導入をしない場合は補助対象外となるのでしょうか。  | 補助対象外ではありません。HEMS機器の設置は任意です。   | -                   |
| 10  | 交付申請書に必要な書類は何ですか。  | 詳しくは公募要領P.36 を参照ください。  | P.36                |
| 11  | 他の補助金と併用して補助金の申請はできますか。  | 補助対象経費が同一の場合、国庫補助金が財源となっている補助金については、併用ができません。 併用をお考えの場合は、該当する補助金事業の窓口にお問い合わせください。  | -                   |
| 12  | 平成31年度 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による住宅における低炭素化促進事業(環境省ZEH)と併用して補助金の申請はできますか。 | 「平成31年度 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による住宅における低炭素化促進事業(環境省ZEH)」に<br>て蓄電池を補助対象として申請された場合は、平成31年度「災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事<br>業費補助金」の申請はできません。   | -                   |
| 13  | リースやESCOを利用した申請は対象となりますか。  | 申請の対象となります。その場合は、リース事業者またはESCO事業者と設備使用者で共同申請を行ってください。なお、補助金を受け取るのは設備の所有者となるリース事業者、またはESCO事業者です。  | P.19                |
| 14  | 補助金の計算方法を教えてください。  | 申請する家庭用蓄電システムの分類によって、補助金の算出方法が異なります。<br>公募要領P.11~P.12をご確認ください 補助金の計算方法については、SIIホームページ 平成31年度「災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金」の公募情報にて、公募要領補足(補助金計算例)を掲載しておりますので、詳細はそちらを参照ください。                                       | P.11~12             |
| 15  | 補助金はいつ支払われますか。   | 受理した実績報告をもとにSIIが確定検査を行い、交付すべき補助金の額を確定させ、「額の確定通知書」を郵送いたします。その後に補助金をお支払いします。   | P.42                |
| 16  | 補助金は誰に支払われますか。   | 設備所有者に支払われます。  | -                   |
| 17  | 設置予定場所の住所が建築中により、住所がなく地番標記しかありません。<br>その場合はどのように申請すればよいですか。              | 交付申請書の設置場所住所は地番標記で申請してください。<br>交付決定後、住所が確定し次第当団体へ手続き方法について、お問い合わせください。   | -                   |
| 18  | 発注・契約はいつ行うべきでしょうか。   | 交付決定日以降に行ってください。交付決定前の発注・契約は補助対象外です。   | P.10、P.14、P.40~P.42 |
| 19  | 交付決定までの所要時間はどれぐらいですか。  | 交付申請書をSIIが受領後、3週間前後(書類に不備のない場合)になります。  | -                   |
| 20  | 交付決定通知書は誰に送付されますか。   | 申請者に送付します。<br>共同申請者がいる場合は、所有者となる申請者へ送付します。   | -                   |
| 21  | 交付決定後、補助対象機器の購入はクレジット払いでも良いですか。  | 個別にローンを組まれるのであれば可能な場合があります。詳細は申請代行者にご相談ください。   | P.20、P.42           |
| 22  | 交付決定後、補助対象経費の支払いは、現金払い、手形、小切手でも良いですか。                                    | 認めていません。   | P.42                |
| 23  | 交付申請書はSIIに直接持ち込みでもよいですか。   | SIIへの直接の持ち込みは受付けておりません。<br>指定する私書箱に郵送してください。   | P.37                |
| 24  | 目標価格とは何ですか。  | 家庭用蓄電システムが補助対象となるか否かを判定する基準です。詳細は公募要領をご確認ください。   | P.12                |
| 25  | 補助金額について、家庭用蓄電システムが2018年目標価格以下の場合、HEMSや工事費も半額になりますか。                     | なりません。家庭用蓄電システム設備費に対してのみ補助金額が半額になります。  | P.11                |
| 26  | 災害対応型・ネットワーク型・周波数調整型でそれぞれ補助金額が異なる理由を教えてください。                             | ネットワーク型・周波数調整型はVPPアグリゲーターと連携して実証実験に参加する必要があり、常時インターネットに接続されていることが要件となる分、申請者の負担が増えるため補助金の額が異なります。更に周波数制御型はネットワーク型より高い応動性能を求められるため補助金の額が異なります。   | P.11                |
| 27  | HEMS機器の導入のみでも補助対象となりますか。   | 対象外です。   | -                   |
| 28  | 太陽光パネル導入は交付決定前でも構いませんか。  | 太陽光パネルは補助対象設備ではないため、交付決定前の導入でも構いません。蓄電システムの導入は交付決定日以降である必要があります。   | -                   |
|     |  |  |                     |

## 申請代行者について

| No. | 質問  | 回答  | 公募要領参照頁   |
|-----|---|---|-----------|
| 1   | 申請代行者になれるのはどのような方ですか。   | 日本国内において登記された法人および日本国内に居住がある個人事業主であり、申請者と家庭用蓄電システムの売買契約を直接結ぶ事業者が申請代行者となることができます。<br>(見積書、契約書、請求書等の発行元であり、事業の経費を受け取る販売店)   | P.30      |
| 2   | 申請代行者の業務について教えてください。  | 申請者と家庭用蓄電システムの売買契約を直接結び販売を行う他に以下の業務を行っていただきます。 ・交付申請・実績報告の代行 申請代行者は公募要領(P.40~P.44)「事業開始から事業完了後について」の手順を認識し、補助金受領までの流れ及び交付規程・公募要領の記載事項を申請者へ必ず説明し、同意を得てください。  ・申請書類の不備への対応 審査の過程で補助事業ポータルへの登録内容や提出された申請書類に不備や不足があった場合、原則として個別での連絡、またはポータルで知らせることとなります。不備が解消されない場合は審査が進まないため、申請代行者は申請後もボータルにて審査の進捗状況(承認ステータス)を確認してください。 ※原則、提出書類の返却は行いませんので予めご了承ください(申請を取り下げた場合も含む)。  ・申請取り下げ時の対応 交付申請および交付決定の取下げを行う際は、代行申請者が申請者の取下げ意思を電話またはメール等で直接確認し、書類への記入および押印は、必ず主たる申請者本人に行ってもらうようにしてください。なお、取下げ手続きは必ず実績報告期限までに行ってください。 | P.31      |
|     |   | ・申請代行者からの問合せ<br>交付申請に関する問合せは、必ず交付申請書の控えを手元に用意した上で行ってください。   |           |
| 3   | 申請代行者になるためには、どのような手続きはが必要ですか。   | 災害対応型(レジリエンス)の場合はSIIホームページ「災害対応家庭用蓄電池」の申請代行者からエントリーし、「申請代行者登録申込書を作成の上、指定の送付先までお送りください。 ネットワーク型(VPP)の場合は平成31年度「バーチャルパワープラント構築実証事業費補助金」にて採択されたVPPリソースアグリゲーターが自社のリソースを販売する販売店を登録します。 それぞれの申込方法詳細はSIIホームページ 平成31年度「災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金」の公募情報に掲載の公募要領を参照ください。   | P.30∼P.34 |
| 4   | 申請代行者の登録手続きが完了したのですが、その後はどのように申請したらいいですか。                               | 当団体が提供する補助事業ポータルにて、交付申請書の作成が可能になります。<br>申請代行者の登録手続き完了後、登録したメールアドレスにIDとPWの発行通知メールを送付(5月下旬より順次) します。それ以降に交付申請書を作成し、指定の送付先までご郵送ください。交付申請書作成方法詳細は5月末頃に公開予定です。   | P.36∼P.38 |
| 5   | 法人が申請代行者となる場合、商業登記簿謄本は具体的に何を提出すればよいですか。                                 | 法務局による発行後1年以内の法的証明力のある商業登記簿謄本の現在事項全部証明書、または履歴事項全部<br>証明書(写しでも可)をご提出ください。<br>インターネット上の登記情報提供サービス等の証憑は認められません。  | P.32、P.34 |
| 6   | 個人事業主が申請代行者となる場合、実在証明書は具体的に何を提出すればよいですか。                                | 個人事業主は、青色申告者である必要があります。<br>税務署の受取り受領印が押印された確定申告書Bまたは所得税青色申告決算書(1~4頁すべて)の写しを提出してください。  | P.32、P.34 |
| 7   | 申請者(需要家)からの節電要請窓口へのサービスの登録、もしくは節電要請時対応の同意を受付たことに関する証憑は、いつ、誰に提出すれば良いですか。 | 実績報告時にご提出いただきます。登録または同意の日付、節電要請窓口事業者名、申請者の登録履歴または同意<br>意思が確認できる(署名捺印等)証憑を自由様式にて作成ください。その原本を節電要請窓口へご提出いただき、コ<br>ピーをSIIへご提出ください。  | -         |

## 節電要請窓口について

| 節電  | 可電要請窓口について   |  |            |  |  |  |  |
|-----|--|--|------------|--|--|--|--|
| No. | 質問   | 回答   | 公募要領参照頁    |  |  |  |  |
| 1   | 節電要請窓口とは何ですか。  | 国または電力会社の要請に基づきSIIが出す災害時等の節電要請および節電要請解除の通知を受取り、同様の通知を申請者(需要家)に発信することで、家庭用蓄電システムの動作モードの遠隔での切替を促し、その動作モード状況の確認を行う事業者が「節電要請窓口」となります。詳しくはSIIホームページ 平成31年度「災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金」の公募情報にて掲載の公募要領を参照ください。                  | P.22~P.25  |  |  |  |  |
| 2   | 節電要請窓口になるのはどのような事業者ですか。  | 節電要請および節電要請解除を需要家へ直接伝える機能を有し、国内において登記された法人のみです。<br>その他の要件については、SIIホームページ 平成31年度「災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金」の公募情報にて掲載の公募要領P.22を参照ください。<br>https://sii.or.jp/kateichikudenchi31/public.html                                | P.22       |  |  |  |  |
| 3   | 節電要請窓口はどのような業務を行う必要がありますか。   | 以下の業務になります ・申請者(需要家)からのサービスの登録もしくは節電要請時対応の同意を受け付けること。 ・SIIから節電要請の通知を受取り、自社サービスに登録された申請者(需要家)へグリーンモードへの切替えの要請を 行うこと。 ・SIIから節電要請の解除の通知を受取り、当該通知を自社サービスに登録された申請者(需要家)へ発信すること。 ・後日、その要請に応じた動作モード切替えの実施有無について調査を実施し、SIIに報告すること。 | P.22~P.25  |  |  |  |  |
| 4   | 申請代行者は節電要請窓口にもなれますか。   | 可能です。ご希望の方は節電要請窓口登録申請を行ってください。登録申請の方法はSIIホームページ 平成31年度<br>「災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金」の公募情報にて掲載の公募要領を参照くださ<br>い。   | P.26 ∼P.28 |  |  |  |  |
| 5   | 申請代行者になると必ず節電要請窓口もやらなくてはいけませんか。  | その必要はありません。  | -          |  |  |  |  |
| 6   | 「平成31年度バーチャルパワープラント構築実証事業費補助金」にてVPPリソースアグリゲーターとしての申請を考えている。VPPリソースアグリゲーターとなった場合、節電要請窓口とならなければならないのでしょうか。 | 必須ではありません。ただし、節電要請窓口と連携しない家庭用蓄電システムは補助対象外となります。  | -          |  |  |  |  |
| 7   | 節電要請窓口の提出書類で、商業登記簿謄本とあるが、原本が必要ですか。   | コピーでも構いません。  | -          |  |  |  |  |
| 8   | 節電要請時の需要家へのグリーンモードへの切替要請及び動作状況の実施調査は自動でなければならないのですか。   | 切替要請及び動作状況の実施調査方法については特に定めておりません。  | -          |  |  |  |  |
| 9   | 節電要請窓口の「サービス価格」の設定に制約はありますか。   | 特にありません。   | _          |  |  |  |  |
| 10  | 節電要請窓口から対象者に節電要請をする際、どのような手段でもよいですか。   | 手段は問いません。<br>ただし、登録に際してご提出頂く実施体制図において、手段が不明瞭な場合は事前にヒアリング調査をさせて頂く場合が<br>ございます。  | -          |  |  |  |  |
| 11  | 国、SIIから節電要請指示がきた場合、節電要請窓口はいつまでに対象者へ節電要請をする必要がありますか。  | 明確な規定はございません。可能な限り速やかな対応をお願いいたします。   | -          |  |  |  |  |
| 12  | 国、SIIからの節電要請指示はどのような手段できますか。   | 国から直接指示が来ることはございません。SIIからの節電要請はメールにてのご連絡となります。   | P.24       |  |  |  |  |
| 13  | どのような場合に節電要請が来るのでしょうか。   | 災害時等に電力供給力が不足した場合を想定しています。   | -          |  |  |  |  |
| 14  | 節電要請をする「対象者情報リスト」はいつもらえますか。  | 交付決定後を予定しています。   | P.24       |  |  |  |  |
| 15  | 「対象者情報リスト」は、他の用途に使用してもよいですか。   | 多用途への使用は禁止です。  | P.23       |  |  |  |  |